



**重要な制限**  
加盟店の活動について  
リコントロールすること  
は極めて重要なポイント  
です。フランチャイズの  
一つの勝点です。開業  
前から継続して終了  
した後も及ぶ。  
例えば：  
— ビジネスモデルの範  
— 囲内に経営すること  
— 価格、食材、コスト  
— スタッフの管理ト  
— 加盟店が重大な違反を  
起こしたときには、すぐ  
にその加盟店とのフラン  
チャイズ契約を解約し、  
フランチャイズ関係を終  
了する権利を本部が有す  
ることは非常に重要であ  
る。フランチャイズを中

中小企業のための  
**法律講座**  
い  
フランチャイズビジネス②

**解約**  
フランチャイズの終了！  
加盟店が重大な違反を  
起こしたときには、すぐ  
にその加盟店とのフラン  
チャイズ契約を解約し、  
フランチャイズ関係を終  
了する権利を本部が有す  
ることは非常に重要であ  
る。フランチャイズを中

相手の実力よりの規定  
一般的には、香港の強  
い飲食グループの場合は  
必要がないかもしれない  
が、契約先が個人、或い  
は、実力や知名度が低い  
場合は、死亡・株権・経  
営権変更の場合、相応の  
規定は必要である。いざ  
という時に、一方的に契  
約を解除する権利なども  
必要となる。

**秘密保持義務**  
中から契約終了後も引き  
続き効力を有する(継続  
義務)。秘密の内容は、フ  
ランチャイズに関するあ  
りとあらゆるすべての重  
要なノウハウ、方法、企  
業秘密、契約内容自体、  
仕入れ先情報などである。  
例えば：  
— 提出を義務付け  
— 本社が会計情報の確  
認、監査、コピーを  
取る権利などにつか  
り契約に盛り込む

止したときには、加盟店  
は直ちに残る債務の支払  
いをし、フランチャイズ  
ランチャイズビジネスを  
行う事ができる。当局へ  
の届出等も不要である。  
香港でのフランチャイズ  
ビジネスは、フランチャ  
イズそのものに関する法  
律がないため、本部に加  
盟店との間で紛争が生じ  
た場合に、解決のよほど  
は加盟店に成功や稼  
ごの保証など一切な  
い、自己責任である。  
— フランチャイズ契約  
— フランチャイズ契約  
— フランチャイズ契約書  
を作成することがより重  
要となる。



**筆者紹介**  
ANDY CHENG 鄭國有  
弁護士 (香港、大湾区 (GBA)、  
英国) 中国委託公証人

アンディチェン法律事務所代表

米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・  
契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、  
慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経  
験もありジェトロ相談員も務めていた。日本語堪能  
www.andysolicitor.com  
info@andysolicitor.com

**▲ こんなことでお困りではありませんか。**

- ▶▶▶ 香港でビジネスのトラブルに巻き込まれた。
- ▶▶▶ 相手側から契約書を書かれましたが、サインして大丈夫?
- ▶▶▶ 念のために契約書を作成したい。
- ▶▶▶ 売掛金の回収ができない.....
- ▶▶▶ 香港に資産がある方がお亡くなりになった。
- ▶▶▶ 従業員をリストラしたいが、どうしたら良いでしょうか。